

令和2年度国立大学法人三重大学

# 年度計画



令和2年3月

# 令和2年度 国立大学法人三重大学 年度計画

(注) 口内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

## I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

##### (① 教育の成果)

1 体系的なプログラムとしての学士課程教育を展開するために、再定義されたミッションと3つの方針（アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）の整合性・一貫性を再点検するとともに、ナンバリング（授業科目に番号・分類を付与することで、学修の段階や順序を分かりやすく表示したもの）に基づき修学の順序性や方向性を明示するカリキュラム・マップを策定し公開する。【1】

・ 各学部・学科のコア・カリキュラムを策定・公表し、三重大学の体系的な学位プログラムとしての教育課程を明示する。【1】

2 学生の自律的・能動的な修学を支えるために、三重大学 Moodle（eラーニングシステム・授業のためのグループウェア・コミュニティツール）の全学的な展開を推進するとともに、修学達成度可視化システム及び三重大学 eポートフォリオ・システム（電子化された学習成果物や学習履歴データ等を記録するシステム）を連動させ、修学P D C Aサイクルとしての機能を強化する。【2】

・ 学生の自律的・能動的な修学を支える教学システムの全学的な展開を強化するため、修学達成度可視化システムと三重大学 eポートフォリオの連動等について、具体的な実践事例の共有等に取り組む。【2】

3 本学教育目標である「4つの力」の修学達成度を多面的（質的・量的）に検証するため、さらには、教育課程の出口における教育の成果（アウトカム）を具体化し保証するために、「授業アンケート/学びの振り返りシート」による評価に加え、アセスメント・ポリシー（学修成果の評価について、その目的、達成すべき質的水準及び具体的実施方法）を明確にするとともに、パフォーマンス評価を導入し、「4つの力」のルーブリック（成績評価基準）を策定するなど、知識やスキルの総合的な活用力を評価する方法を開発・改善する。【3】

・ 知識やスキルの総合的な活用力の評価に生かすため、「4つの力」のルーブリックを活用したパフォーマンス評価を学部教育に導入するとともに、その有用性や有効性を検証する。【3】

##### (② 学士課程・大学院課程カリキュラム)

1 自律的・能動的修学力を高め、「4つの力」を育成するために、教養教育では、「読む・書く・話す・聞く」活動を有機的に関連づけようとするスタートアップ・セミナー及び教養ワークショップなどのアクティブ・ラーニング・プログラムを推進し、その成果を地域社会に向けて発信する。また、世界的な視野や多様な個別文化に対する洞察力を育成するために、学部学生全体の英語力を増進させるとともに国際理解などの科目群を充実させる。【4】

- ・ 自律的・能動的修学力の向上に向けて、教養教育のアクティブ・ラーニング領域の2科目を新たな構成内容で展開するとともに、成果を公表する。また、英語による授業の量的拡大を推進するとともに、受講者数の増加に向け履修方法の見直しを計画する。【4】

2 地域（三重県）という具体的なフィールドに即した思考力や問題発見・解決能力を育成するために、三重県の再発見につながる科目や防災・減災についての理解を深める科目など、教養教育における地域理解科目群の内容を拡充する。また、専門教育においても、地域の課題やニーズを反映した体系的な専門カリキュラムを構築するとともに、その成果について継続的に評価・検証する。【5】

- ・ 新たな時代や地域社会のニーズに対応する全学共通の情報リテラシーに関わる教育プログラムを構築・実施するとともに、「数理・データサイエンス館」において、学内外のビッグデータ活用や体験的ICTの中核拠点としての利活用を推進する。【5】

3 地域に貢献する大学としての使命を果たすため、全学的協働体制のもと「地域志向科目群」「地域実践交流科目群」「地域イノベーション学科目群」という3つのステージで構成する「三重創生ファンタジスタ」の資格を認定する副専攻制度を立ち上げ、三重のイノベーションを推進する人材を育成する。【6】

- ・ 「三重創生ファンタジスタ」資格認定副専攻について、SDGsやデータサイエンス等の内容を加えた新たなカリキュラムを検討するとともに、これまでの成果を踏まえて、資格分野・領域の構成や他大学・企業との連携のあり方等の再構築に向けた見直しに取り組む。【6】

4 地域に貢献できるとともに国際的にも活躍できる高度な専門職業人として必要な専門的知識、技能、教養を涵養するために、全研究科共通の教養科目を創設するなど大学院課程横断的なカリキュラムの構築と展開を加速させる。また、本学が設定したナンバリングやシラバスについて、提携する海外の大学との比較や分析を行うなどカリキュラムの国際通用性を検証する。【7】

- ・ 高度専門職業人の育成に向けて、環境、防災等実践的に取り組む研究科横断的なカリキュラムの構築に取り組む。また、大学院におけるカリキュラムの国際通用性を検証するため、協定大学とのカリキュラムの比較検討等に取り組むとともに、英語による大学院の授業の一層の推進に向けた課題や問題について検討する。【7】

5 本学の強みや特色を活かした高等教育改革を推進するために、複数の研究科の連携のもとに大学政策・経営論、大学カリキュラム開発論等、高等教育の実践的研究者を養成する課程やコースを創設する。【8】

- ・ 将来の大学教員・実践的研究者になるための大学院生及び社会人向け授業科目として、地域人材教育開発機構と複数の研究科等が連携し、本学の強みや特色を活かした自校教育も踏まえた「大学マネジメント基礎論」を開設する。【8】

(③ 教育指導方法)

1 学生の自律的・能動的な学修を促進するために、教養教育及び専門教育を通じて、PBLセミナーの開設数を平成27年度比2倍以上にするなど、アクティブ・ラーニング型の授業を拡充する。また、専門教育においても英語eラーニングシステム等の主体的修学をサポートするプログラムの活用を促進する。【9】

- ・ 学生の自律的・能動的な学修を促進するため、教養教育及び専門教育においてPBLセミナーを24科目以上開設するとともに、PBLセミナーの拡充を目的とするPBL事例集を作成するほか、「MEIPLサポートデスク」等による学修支援体制の整備に取り組む。また、学内関係組織が連携し、新たな英語eラーニングツールの作成を検討する。【9】

2 授業の事前・事後学修を含む学びの振り返りを習慣化させるために、科目の到達目標、事前・事後の学修内容、成績評価の基準等が明示され、学修の工程表として機能するシラバスに改善するとともに、「三重大学初年次教育テキスト」を作成し、教養教育の質を保証する。また、三重大学Moodle及び三重大学eポートフォリオの活用を促進するとともに、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）やTOEICスコアと連動する仕組みを導入し、学生が常に自己の学修状況を把握できるようにする。【10】

- ・ 教養教育におけるアクティブ・ラーニング領域2科目の新しい内容構成を反映した「三重大学初年次教育テキスト」の作成に向けて準備を行う。また、修学達成度可視化システムにGPAやTOEICスコアが連動する仕組みを導入する。【10】

3 全学部・学科の専門教育の修学の質を保証するために、教育内容や教育方法をテーマとするFDを全学的に実施するとともに、ナンバリングを活用した学部・大学院横断的な授業の方法や形態を具体化する。また、各学部等の実態に即したCAP制（履修単位の上限を設定する制度）導入等、修学の質と量を確保するための体制を確立する。【11】

- ・ ナンバリングを活用した学部・大学院横断的な授業の方法や形態を具体化する。【11】

4 教育者や社会人として期待される能力と資質を涵養するために、SA（スチューデント・アシスタント）制度、TA（ティーチング・アシスタント）制度、RA（リサーチ・アシスタント）制度の拡充を図るとともに成果を検証し、職務を差別化するなど職務や資格に対する責任を明確にした採用方法や活動の展開の仕方を改善する。また、授業を構成する当事者として修学の責任や自覚を高めるために、授業の評価や改善の営みに学生も参画する学生モニター制度を立ち上げ、授業評価や授業の質の保証に生かす。【12】

- ・ SA制度・TA制度・RA制度について、専用HPの開設等により制度の利活用の促進等に取り組むとともに、各制度の今後の方向性について検証する。また、学生を授業評価のモニターとして位置づける「学生教育会議」を開催し、議論された内容や提案等を全学の教員にフィードバックする。【12】

## (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

### (① 教育実施体制)

1 体系的な学士課程教育及び大学院課程教育を推進するために、教育会議に教学 I Rを担当する組織を位置づけ、多面的に教学情報を収集・分析し、学部・大学院の教育改善に向けてフィードバックする。【13】

- ・ 地域人材育成推進会議を通じた SDGs や数理・データサイエンス等に関わるステークホルダーの要望や期待を全学にフィードバックし、教育内容やカリキュラムの改善に反映する。【13】

2 学士課程教育及び大学院課程教育における先導的な教育実践とその評価方法を開発するために、専任の教職員を配置するなど高等教育創造開発センターの組織を強化するとともに、その機能を教育実践及びその評価方法の開発に再編・特化し、全学的な展開を推進する。【14】

- ・ 学部・大学院教育の先導的な教育実践と評価方法の全学的な展開に向けて、教育会議及び地域人材教育開発機構の体制強化に向けた課題等を基に、それらの役割と機能の検証作業を行う。【14】

3 本学の教育目標の達成に向けて、教育実践の質を高めるために、三重大学教育 G P の充実や教育実践の交流を推進するとともに、教員の教育力の向上に向けた制度や研修のあり方を開発し具体化する。さらには、その結果を検証することで機能を強化する。【15】

- ・ PBL セミナー開設等意欲的な教育実践に対する支援制度を強化し教育の質保証を図るとともに、さらなる教員の教育力の改善・向上に向けた取組を構築する。【15】

## (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

### (① 学生支援)

1 学生生活全般に関わる支援を強化するために、経済的困窮度の高い学生に対する授業料免除及び徴収猶予取扱規程の見直し、学生寄宿舍の整備等、就学支援体制を充実させる。また、障がい学生支援室、学生なんでも相談室等の機能を強化するとともに、留学生政策の基本方針である学生の海外留学及び留学生の受入れに関する取組を推進し、各部局等と連携しながら、留学生、障がい学生を含めた学生の生活（修学）支援を拡充する。【16】

- ・ 就学困難者の経済的支援拡充に向けて修学支援新制度の定着等に取り組むとともに、障がいのある学生の支援強化に向けて支援機器の導入等に取り組む。【16】
- ・ 学生の海外留学支援及び留学生の支援を推進するため、魅力ある海外留学プログラムを開発するとともに、留学生の意見を取り入れた支援施策を実施する。また、留学生の県内就職を促進するため、留学生に対する日本語教育カリキュラムを充実するとともに、県内企業や県内高等教育機関と連携して企業説明会やインターンシップの充実等を図る「三重地域留学生就職支援事業」を効果的に実施する。【17】

2 学生の就職・採用活動の支援のために、就職情報の提供、就職活動やインターンシップに関する支援を拡充し、キャリア教育との連携を図りながら、きめ細やかな就職支援を推進する。特に、人口流出超過状況となっている三重県において、若年層の県外への流出を防ぐため、地域課題に関する授業の展開や地域の自治体及び企業等との各種連携活動を通じて、学部学生の地元企業への就職率を平成26年度実績と比較し、10%増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画)【17】

- ・ 学部学生の県内就職率向上に向けて、三重県等と連携した就職支援活動を行うとともに、キャリア教育との連携を図りながら、地元企業の魅力を学生に伝える取組や県内のインターンシップ受入先企業・団体との連携の強化等に取り組む。【18】

3 三重県下に質の高い教員を輩出するために、教員及び教育学部附属教職支援センターの連携による細やかな個別指導等の強化や新たな教育課題に対応したカリキュラムの見直し等を行うことにより、三重県における小学校教員採用占有率を35%にするとともに、教育学部教員養成課程の教員就職率を80%（大学院進学者等を除く）に増加する。また、第3期中期目標期間中に、学校を取り巻く状況や社会情勢、及び国の施策に対応して、教員養成課程の入学定員数の適正規模について検証し、見直す。(戦略性が高く意欲的な計画)【18】

- ・ 教員就職志望率および教員採用試験合格率の向上のために、学生の教員志望意欲を高める諸活動について実施方法の改善等に取り組む。また、質の高い教員の輩出に向けて、三重県の定める教員養成指標を活用した達成度評価等に取り組む。【19】

4 本学が実施している「ピア・サポート制度」の充実と活性化を推進するために、学生が各種教育プログラムの支援に当たりながら学生同士のネットワークの構築を推進し、毎年40名以上のピアサポーターを輩出する。また、クラブ・サークル・学生委員会・ボランティア活動等の課外活動を活性化するため、国の財政措置の状況を踏まえ、情報の提供、施設・設備の拡充など支援を強化する。【19】

- ・ 「ピア・サポート制度」の充実化を図るため、ピアサポーターが関与する学生支援活動等に関する情報発信を強化する。また、課外活動の活性化に向けて、課外活動共用施設の更新策を検討する。【20】

#### (4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

##### ① 入学者選抜

1 本学のアドミッション・ポリシーに基づく多面的で総合的な評価と判定のための入学者選抜方法の改善に取り組むため、アドミッション・センターを立ち上げる。また、入試フォローアップシステムを活用し、多面的に入学者選抜試験の評価や入学者の追跡調査を実施するなど継続的に入学者選抜方法を分析・検証する。【20】

- ・ アドミッション・ポリシーに基づく多面的・総合的な評価や主体性の評価等の課題に対応する個別学力試験の内容や方法等について明確化する。また、出願者の属性情報の状況及び経年変化等について入試フォローアップシステムを活用し追跡調査するとともに、エンロールメント資料として活用する。【21】

2 本学の教育・研究資源を高校教育に役立てるため、引き続き高大連携事業（東紀州講座、出前授業、SSH（スーパーサイエンスハイスクール）・SGH（スーパーグローバルハイスクール）支援、サマーセミナー、大学授業の高校生への開放など）に重点的に取り組むとともに、成果を検証し、南北に長い県の中心に位置する本学と南部・北部地域との双方向の交流手段として遠隔テレビ会議システム等を活かしながら、三重県内の高校生に対し、本学の教育・研究内容について理解が得られるような内容や方法の改善と開発を進める。【21】

- ・ eラーニングシステムや映像コンテンツの開発、本学各サテライト地域との双方向の交流等、新たな高大接続・連携を推進する事業の具体案をまとめる。【22】

3 本学の教育・研究・社会貢献の実態について、高校生や社会からの理解を深めるために、「大学案内」などの内容や活用方法を改善するとともに、ホームページを活用して、教養教育や専門教育の授業のダイジェストや入学前の補習的内容（リメディアル）を動画配信する。また、オープンキャンパスや大学見学（保護者・生徒）などの入試広報活動に、キャリア・ピアサポーター（学内資格取得者）、大学院生等を活用し、大学生と高校生の交流する機会を提供することや、学生の意見や発想を取り入れた広報活動を拡充するなど、大学の強みや特色、学部や大学院の教育と研究について多角的に情報発信する。【22】

- ・ 三重大学の補習教育、入学前教育として「数学何でも相談室」における教授内容に関する動画をホームページ上で公開するなど、映像コンテンツの活用を拡大する。【23】

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### (①) 研究水準及び研究の成果

1 三重大学の特色であるバイオサイエンス、次世代エネルギー（電池、持続可能エネルギーなど）、ナノテクノロジー、食品等の研究分野を発展させるために、新たなリサーチセンターの制度を構築し、外部調査機関による客観的評価を踏まえ、第2期終了時に比べ、特色ある研究成果が出るリサーチセンターの研究者数を増加させる。【23】

- ・ 「卓越型リサーチセンター」及び「若手リサーチセンター」に対する支援を引き続き実施するとともに、三重大学の長を生かした組織的な研究高度化計画（案）を策定する。【24】

2 若手研究者（39歳以下（科研費の若手研究と同じ））による研究と異分野（複数の学部・研究科、学科）の連携研究及び国際共同研究を強化するために、研究支援方法を見直し、特に若手研究者の支援件数を、第2期の平均に比べ、第3期の平均で10%増加させる。【24】

- ・ 「若手リサーチセンター」に対する支援を継続するとともに、若手研究者を対象とする支援件数を第2期平均に比べて10%増加させる。【25】

#### (②) 研究成果の教育への反映及び社会への還元

1 研究成果を学生教育に反映させるために、共同研究、受託研究に学生を参画させ、学生が主担当者となった研究を実施し、学生が連名となる学会発表、国際会議での発表に積極的に取り組む。【25】

- ・ 大学院生の国際会議での発表を促進するため、引き続き「若手研究者海外出張支援事業」について30件以上の支援を実施するほか、全学の大学院生や学部学生の共同研究・受託研究への適切な参加に向けた状況の検証を行う。【26】

2 産学官連携活動等を推進するために、研究成果を社会に公表（セミナー、講演会等）するとともに、三重県内4地域にサテライト（地域拠点）を設置し、共同研究、受託研究による商品・システム開発や自治体の政策立案を行う。特に中小企業との共同研究については、平成25年度の100件を、平成33年度までに国内最高レベルの200件へと倍増させる。（戦略性が高く意欲的な計画）【26】

- ・ 研究成果の社会還元と産学官連携活動の活発化に向けて、大学独自の研究支援事業の推進や各地域サテライトの特性を生かした諸活動を展開するとともに、共同研究や受託研究等の取組状況を把握・検証し、持続的な活動を行うための仕組みづくりを策定・実施する。【27】

## (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

### ① 戦略的研究推進体制)

1 三重大学の特色となる戦略的な研究を育成するため、これまでに産学官連携コーディネーターや知的財産担当教員等を整備しており、それらをより効率的に機能させる研究支援専門職制度（ユニバーシティ・リサーチ・アドミニストレータ（URA）のような制度）を整備する。【27】

- ・ 研究支援専門職員（URA 担当教員）、産学官連携コーディネーター等の研究支援スタッフを活用した助成金等の申請書への支援・助言の実施、共同研究・受託研究の契約締結に引き続き組織的に取り組む。【28】

### ② 研究の水準及び質の維持・向上のための体制)

1 研究の水準及び質の維持・向上のため、科研費の研究計画調書についてアドバイスをを行う研究費申請書作成支援制度、研究発表に必要な経費を支援する研究論文発表支援制度、科研費に採択されなかった研究者の、次の科研費獲得につながる研究を支援する研究支援制度の更なる改善や、大型研究機器の共同利用を進めており、これらを着実に実施することにより、特に科研費の申請率を80%にする。【28】

- ・ 研究水準と質の向上に向けて、「科研費アドバイザー制度」等の施策を継続するほか、研究支援体制について検証及び見直しを行う。【29】

## 3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

### ① 知の拠点)

1 地（知）の拠点大学による地方創生事業を推進し、三重県の活性化に寄与するため、三重県内4地域にサテライト（地域拠点）を設置し、「三重大学地域戦略センター」を「地域人材育成のハブ」として強化することにより、本学による地域に必要な人材（地域づくり人材、航空宇宙産業を支える人材、プロジェクト・マネジメント（PM）ができる研究開発人材等）の育成機能を補完するとともに、地域企業、地域行政で働く人材に対する教育機能も強化し、次の経営者候補人材、次の行政幹部候補人材の育成を行う。【29】

- ・ 「地域創生戦略企画室」が中核となり、研究成果を活用した組織的な地域創生プロジェクトの推進や地域創生を担う基幹人材の育成を推進するため、これまで実施した事業の把握・検証に取り組み、検証結果に基づいた改善策を策定・実施する。【30】

2 教育・研究の成果および知的情報を地域へ提供するため、三重大学博学連携推進室と三重県総合博物館や県内の他の博物館等と連携した教育・研究を実施するとともに、附属図書館が所蔵する学術資料や和古書等を地域社会が活用できるよう、現行システムの更新を含めたデータベース等の整備を行うほか、附属図書館、環境・情報科学館、その他学内施設の有効活用を行う。【30】

- ・ 和古書等の所蔵資料の整理や目録データ公開、貴重資料等の管理・運用体制の整備を進め、資料の展示会等を実施して来館利用を促進するとともに、博学連携推進室において、県内の博物館等と連携して地域の文化資源に関する調査・研究・展示計画等の活動に参画する。【31】

3 防災・減災活動を通じた地域の自治体、企業、市民等への貢献活動をさらに充実するため、三重県と共同で設立した「三重県・三重大学 みえ防災・減災センター」の機能を活用し、防災に関する人材の育成・活用、情報収集・啓発、地域・企業支援、および研究成果の社会実装を行う基盤を整備するとともに、社会の情勢に対応してP D C Aサイクルを回し、基盤を持続可能な形にするほか、得られた成果を全国に発信する。【31】

- ・ 防災に関する人材の育成・活用、情報収集・啓発、地域・企業支援、及び研究成果の社会実装に取り組み、点検・評価・改善を行う。また、市町との人材交流を行い、連携をより強化する。さらに、地域圏防災・減災研究センタースタッフ及び各部局の関係者に対するヒアリング等を継続し、実施状況を評価するとともに、評価結果を基に今後の活動方針（案）を策定する。【32】

4 社会生活や職業に役立つ情報を提供するために、公開講座や市民開放授業、教員免許状更新講習など、個々の事業の実態や成果を検証するとともに、地域住民が参画できる教育活動を拡充する。【32】

- ・ 地域住民及び学校教員の期待や要望を把握し、ニーズに応じたリカレント教育や教員免許状更新講習等を具体化する。【33】

5 地（知）の拠点としての基盤や機能を強化するために、三重県と三重県内高等教育機関で創設に向けて進んでいる「高等教育コンソーシアムみえ（仮称）」の組織基盤の形成及び教育・研究や大学生支援のための各種連携事業において、県内唯一の国立・総合大学としての役割を果たすと同時に、地（知）の拠点として地域に貢献するために、本学の授業開放等を推進する組織体制や仕組みを改善し、生涯学習としての学び直しの機会を創出する。【33】

- ・ 「高等教育コンソーシアムみえ」の組織運営体制の安定化を図るとともに、就職やインターンシップに関わる情報提供等を通じ県内の学生や教職員の交流を促進する。また、社会人向けの講義や講座の開講など県内の高等教育機関と連携し、生涯学習としての学び直しの機会の創出に向けた協議を促進する。【34】

6 地域連携機能を強化するため、新たに15の自治体を含め、三重県内の全ての自治体（29市町）と協定を締結し、各市町において実施するプロジェクト数を86件に増加する。【34】

- ・ 地域連携機能を強化するため、個々の教員が三重県内自治体と取り組むプロジェクトへの支援策を継続するとともに、プロジェクトの実施状況を把握・検証し、その結果に基づいた改善策を策定・実施する。【35】

#### 4 その他の目標を達成するための措置

##### (1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

###### (① 大学と地域のグローバル化推進)

1 世界で活躍できるグローバル人材を育成するために、在学中に海外留学や国際会議などで海外へ派遣するための海外渡航支援制度や、ダブルディグリープログラムをはじめとしたアジアを中心とする海外からの留学生受入れプログラムを見直し、海外渡航学生数については入学定員の20%とし、受入留学生数については第2期の平均に比べ10%増加させる。(戦略性が高く意欲的な計画) 【35】

- ・ 学生の海外留学を促進するため、留学カウンセリングや指導体制を強化するほか、経済的支援を実施する。また、海外からの優秀な留学生の受入を増やすため、複数学位や接続学位プログラムなどの国際共同教育プログラムを充実するほか、本学独自の「三重大学外国人留学生特待生（入学料及び授業料免除型）制度」を継続して実施する。【36】

2 国際教育・国際共同研究を充実させるため、英語による論文作成や研究発表のための教育プログラムを実施し、国際シンポジウム・セミナーなどを継続して開催することにより、在学中に英語による論文作成や研究発表などを経験した学生数を入学定員の30%まで増加させる。【36】

- ・ 在学中に英語による論文作成や研究発表などを経験する学生を増やすため、「Tri-U 国際ジョイントセミナー&シンポジウム」をはじめとする国際会議等に引き続き学生を派遣するとともに、英語による研究発表指導等の教育プログラムを実施する。【37】

3 国際的に評価される優れた研究成果を創出するため、また、学内や地域で国際講演会、国際シンポジウムを開催し、地域のグローバル化を推進するため、海外からの研究者招へい制度を構築し海外からの研究者の受入人数を第2期の平均に比べ5%増加させる。【37】

- ・ 教育効果をより高めるため、「外国人教員短期招へいプログラム」で招へいした教員による授業やセミナーを提供するとともに、教職員に対し本プログラムの成果を共有するための報告会を企画、実施する。【38】

###### (② 海外大学との交流の実質化)

1 地域社会からの要望の強い国・地域にある海外の大学との戦略的なパートナーシップを構築するため、国際戦略本部会議を中心に、国際的な教育・研究活動、国際交流事業、附属病院での国際的医療活動などに対して明確な意思を持った方針・戦略を策定する。【38】

- ・平成29年度に策定した三重大学グローバル化戦略を更新するとともに、本戦略に沿った国際交流活動の重点化、実質化に向けた国際交流協定区分の定期的評価を実施し、必要に応じて見直しを行う。【39】

### (③ グローバル化に向けての地域社会と大学との協働)

- 1 地域の国際化を支援するため、三重県下の自治体、企業、地域社会などとの協力を強化し、産業界が必要とする人材や情報などについて、ホームページやデータベース機能などによりデータの共有化を推進するとともに、地域社会と大学の共通した課題に必要な人材育成などの協働を効果的に行える制度を構築する。【39】

- ・国際交流センターと地域人材教育開発機構が協働し、県内企業への留学生の就職を促進するため「留学生のための就職説明会」や「留学生のためのインターンシップ」を全学的に実施するとともに、地域の産業界が必要とする人材や情報を共有し、企業とのマッチングを支援する。また、留学生を小中・高等学校に派遣するなど地域の国際化や教育現場における支援を積極的に展開する。【40】

## (2) 学術情報基盤に関する目標を達成するための措置

### (① 学術情報基盤)

- 1 学生及び教職員の教育研究活動等を支援する学術情報基盤に必要な安全なサイバー空間を確保するため、大規模災害時のネットワーク基盤や機器管理にかかる組織的運営を強化するほか、クラウド化の推進や研修等による各種情報漏洩対策及びセキュリティ対策を行うとともに、情報セキュリティに係わる監査システムの導入を行い、年1回の情報セキュリティ監査を実施する。【40】

- ・建屋及びフロアスイッチ並びにアクセスポイントの増強を通して情報インフラ整備を継続して行うとともに、教職員へのセキュリティ研修会の実施と大学間でのサイバーセキュリティ相互監査等を通してセキュリティレベルの向上を行う。【41】

- 2 学生の学習環境を高度化するため、情報リテラシー教育による学修教育活動への発展的関与の計画を策定する。また、電子書籍やICTを用いた新たな教育方法を導入するほか、電子ジャーナル・データベース等の学術情報基盤に加え、機関リポジトリなどに研究成果を蓄積・発信する機能を強化する。【41】

- ・学生の学修環境の高度化に向けて、附属図書館と地域人材教育開発機構等が連携し、数理・データサイエンス教育に対応した情報リテラシー教育の実施や、電子ブック等の普及・活用に取り組む。【42】

## (3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

### (① 教育・研究)

- 1 三重県全体の医療水準の維持・向上を図るため、三重大学が展開する魅力ある卒前教育プログラム及び三重大学医学部附属病院の充実した卒後研修プログラムに対する理解を深め、地域卒学生をはじめとした三重大学医学部生等に対して三重大学プログラムへの登録を促し、初期研修医のマッチング率80%以上を達成する。また、平成29年度からの新たな専門医制度導入に向けて、三重県や学内外の関係機関と協力して教育支援体制を構築する。【42】

- ・ 医師・メディカルスタッフの教育に対する意識を向上させ、魅力ある臨床研修病院とするため、教育に関する FD の実施等に取り組む。また、専門医研修では新たな領域のプログラム立ち上げの検討を行う等、専門研修プログラムの充実に取り組む。【43】

2 三重大学発の独創的な研究成果の創出に向けて、三重大学医学部附属病院所属の研究者が筆頭著者として英語論文を年間平均 110 編以上を発表する。また、地域圏統合型医療情報データベースの構築など研究推進体制を充実させ、新たな医療技術等の研究開発に取り組む。【43】

- ・ 研究推進体制の充実に向けて、三重大学医学部附属病院が進める地域圏統合型医療情報 DB (Mie-LIP DB) を新たな医療技術等の研究開発に利活用するため、利活用体制の機能強化を実施するとともに、ゲノム医療の情報の取り扱いや技術開発に従事できる運営体制を更に強化する。また、研究者の研究倫理の維持・向上に向けて、教育研修に取り組むとともに、研究支援人材の育成に努め、英語論文を 110 編以上発表する。【44】

#### (2) 地域医療・病院運営)

1 三重県各医療圏の特性や医療ニーズを踏まえ、高度急性期病院としての医療提供体制を充実するため、新たな診療科・診療部門の整備に取り組む。また、高度生殖医療や救急医療体制等の機能向上に取り組み、救命救急センターの年間受入患者数は平成 26 年度比 20% 増加を達成する。【44】

- ・ 新たな診療科・診療部門の運用体制について整備を進めるなど、高度急性期病院としての医療提供体制を更に充実させる。また、特定機能病院の医療安全に係る要件を満たすべく、現場における医療安全への取組の実施状況のモニタリング、第三者機関による病院機能評価の受審等を行う。【45】

2 安定的な高度先進医療の提供に向けて、病院職員を対象とした教育研修を年間 10 回以上開催するほか、病院長のリーダーシップの下、看護職員の 600 人体制達成に向けた施策を推進する。また、機動的な病院運営を推進するため、病院長を中心とした病院執行部によって、経営状況の恒常的な分析に基づく経営改善に取り組む。【45】

- ・ 病院職員の知識の深化のため病院機能向上・教育委員会主催の職員研修会を開催するほか、看護職員体制の維持・強化のため病院主催インターンシップや就職説明会の実施等に取り組む。また、病院長及び各副病院長は、マネジメント会議において経営方針の決定や諸課題の検討を行い、各診療科、診療部門等との懇談会を実施するなど経営改善に取り組む。【46】

#### (4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

##### (1) 学部との連携)

1 教育実験校・教育実施校としての機能充実のため、毎年、教育学部と延べ 15 講座以上の連携授業を実施するとともに、学部や附属学校園の研究の課題や計画に沿った研究プロジェクトを推進し、その成果を「学部・附属学校連携推進協議会」を通じフィードバックすることにより、学部との連携を強化する。【46】

- ・ 教育学部教員と附属学校教員との連携授業、研究プロジェクト等の取組についての検証を行う。【47】

2 教員養成カリキュラムに対応する教育実習・教育実地研究の場として、学部と連携し機能充実を図るために、教職支援センターとの連携を充実させる等、教育実習あるいは介護等体験などで受け入れた学生が、さらに附属学校と継続的に関わることのできるシステムを強化する。【47】

- ・ 教育実習・教育実地研究の場としての附属学校園の機能充実に向けて、教育学部附属教職支援センターとの連携の見直しを行う。【48】

3 「連続性・系統性のある学習の保障」と「生きる力を持った子どもの育成」を目標とする附属四校園の一貫教育について、学部と連携し、各教科等における幼小中の一貫教育カリキュラムを開発するため、かかる全体会議（学部教員も含む）を年2回以上実施するとともに小委員会を年3回以上開催する。【48】

- ・ 附属学校園の「一貫教育カリキュラム」の開発を効果的に進めるため、各組織の関係者が附属学校運営委員会や各小委員会を通じて取組方針への共通理解を深め、一貫教育を推進する。【49】

## ② 運営の効率化・情報公開

1 多様な子どもへの対応を中心とした教育研究成果を地域に還元するため、一貫的な教育を実現できるよう附属学校園全体の教育研究組織を充実し、ウェブや電子メディアの効果的な利用などにより広報活動・情報公開を促進するとともに、三重県採用教員の初任者研修会の開催継続や公立学校等の要請に応じた講師派遣や相談支援を実施するなど、教育研究及びそれに基づく研修・相談について、附属四校園が地域におけるセンター的役割を果たす。【49】

- ・ 附属学校園における取組についてウェブや電子メディア等を効果的に利用し、積極的な情報発信を行う。【50】

2 附属学校園の運営の効率化を促進するため、教育委員会との連携のもと効果的かつ適切な人事交流を進め、教育及び学校運営に関わる現代的諸課題に対応できる人材を確保するとともに、校務や委員会等の整備・効率化を推進する。【50】

- ・ 附属学校園の運営の効率化を促進するため附属学校園の組織等の改革に取り組む。【51】

## II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

#### ① 機動的・戦略的運営

1 学長のリーダーシップの下、自主・自律的な業務の運営と改善体制を充実するため、各部局と本部組織とのそれぞれの果たす役割を明確にし、一体的かつ機能的な運営体制の構築を図るとともに、I R体制の整備や戦略的な経費配分等により、学長のガバナンス体制を強化する。【51】

- ・ 学長のガバナンス体制の強化に向けて、本学の活動に関する客観的情報に基づいた組織運営の体制構築に取り組む。【52】

2 地域社会のニーズを的確に把握し、幅広い視野での自律的な運営改善に資するため、経営協議会の運用の工夫改善や学外有識者を含む連携協議会等の活用により、様々な学外者の意見を法人運営に反映させる。【52】

- ・ 地域社会のニーズへの迅速な対応に向けて、経営協議会委員等の学外有識者の意見を業務運営に反映させるとともに、自治体や業界団体、企業等との連携協議会や意見交換会等における学外者の意見を把握、活用する。【53】

3 国の制度改正（監事機能の強化）を踏まえ、監事機能が適切に発揮されるようにするため、監事監査等の内部チェック体制の見直しを図るとともに、戦略的な組織編成や人員配置などによりそのサポート体制を強化する。また、監事の指摘事項等を学内構成員へ周知するとともに、監査結果を法人運営に反映させる。【53】

- ・ 監事のサポート体制の強化に向けて、平成30年度より実施している改善策を引き続き実施し、その効果について検証する。また、監事監査、内部監査の実施結果及び改善策を役員会等で報告し、監査結果を法人運営に反映させる。【54】

## ② 教職員人事

1 教育職員人事において、多様で優れた教員組織を編成するため、優秀な若手教員、外国人教員を積極的に登用し、若手教員においては比率20%以上、外国人教員においては比率4%以上を達成する。【54】

- ・ 優秀な若手教員や外国人教員の雇用状況の把握を引き続き行い、昨年度の効果を踏まえて現行の教員採用計画や外国人教員増加策の見直しを行い、実施する。【55】

2 40歳未満の優秀な若手教員の活躍の場を全学的に拡大し、教育研究を活性化するため、若手教員の雇用計画に基づいて積極的に登用し、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる若手教員の雇用率を16.5%となるよう促進する。（戦略性が高く意欲的な計画）【55】

- ・ 承継内の若手教員の雇用状況を把握し、増加に向けた取組を推進する。【56】

3 教員の更なる意欲向上と能力発揮に資するため、年俸制の推進やクロスアポイントメント制度の導入等弾力的な給与制度による教員採用を推進し、年俸制教員においては承継内の10%を継続的に確保するとともに、テニュアトラック制度を更に推進し、教育研究を活性化させる。また、これまで構築してきた教育職員の業績評価体制を検証し、改善する。【56】

- ・ 教員の流動性と意欲の向上に向けて、新たな年俸制を導入するとともに、業績評価の結果と給与への反映方法について整備・実施する。【57】

4 実践的指導力の育成・強化を図るため、学校現場で指導経験のある大学教員を、第3期中期目標期間末までには、教員養成分野の全教員の20%を確保する。【57】

- ・ 引き続き、学校現場で指導経験のある大学教員20%確保の状態を維持する。【58】

5 学長、理事等を支援する専門職能集団の更なる育成と強化のため、学内の幹部職員及び幹部候補職員を対象としたマネジメント研修等を実施する。また、職員の経営・管理・業務等に関する能力開発に資するため、eラーニングシステムを利用した研修等について検討を行い、必要な研修を実施する。【58】

- ・ 職員の能力の更なる育成と強化のため、幹部職員に対する能力開発研修や一般職員に対するeラーニングシステムによる研修等を実施するとともに、その効果や受講率を検証し、研修体系の改善策を策定する。【59】

6 男女共同参画をさらに強化するため、優秀な女性を積極的に登用することにより、女性教員比率18%以上、事務系職員の指導的地位に占める女性比率20%以上を達成する。また、本学及び三重地域の男女共同参画をさらに推進するため、三重県知事表彰「男女がいきいきと働いている企業グッドプラクティス賞」を受賞(平成25年度)した実績を基に、男女共同参画フォーラム等の意識啓発事業を三重県と共催で実施するなど、三重県との連携を強化する。【59】

- ・ 優秀な女性の登用推進に資するため、女性教員の積極的な登用に向けた啓発や事務系の女性幹部候補者に対する能力開発研修等を実施し、継続的な配置状況の確認を行うほか、本学及び三重地域の男女共同参画を更に強化するため、三重県等と連携して各種事業及び啓発活動を推進する。【60】

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

### (① 教育研究組織の見直し)

1 「地域活性化の中核拠点」としての機能強化を図るため、「理工系人材育成戦略」等を踏まえ、多分野融合型研究の活性化や教員組織改革及び研究拠点の整備などを行い、本学の特色である地域イノベーション教育研究機能の更なる拡充に向けた組織改革を推進する。【60】

- ・ 地域イノベーション教育研究機能の強化に向けて、学部・研究科の組織改革に取り組むとともに、大学の特性を活かしたプラットフォーム機能の整備に向けた検討を行う。【61】

2 三重県教育委員会等との連携・協働により、三重県における教員養成の拠点機能を果たしていくため、教育学部・教育学研究科の組織改革を推進する。特に、学部は新課程を廃止するとともに教員養成課程に特化し、第3期中(平成29年度目途)に教職大学院を設置する。【61】

- ・ 教育学研究科について、令和3年度からの専門職学位課程(教職大学院)の一本化に向け、移行準備委員会を中心に移行作業を進める。【62】

3 地域の要請に基づいて創設された学部の理念をさらに発展させ、多様化する社会の課題を発見し、解決に向けて努力できる人材を育成することで、地域圏大学としての役割を果たせるよう、県をはじめとする地方公共団体、地域企業等との協議を通じて、人文学部・人文社会科学研究科の組織改革を推進する。【62】

- ・ 地域のステークホルダー(高校、企業等)に対する意見聴取を基に、人文学部の組織改革に向けた検討等に取り組む。【63】

### 3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

#### (① 業務の効率化・合理化)

1 学長ガバナンスを円滑に推進するため、学長の補佐体制の強化など事務組織の戦略的な組織編成や人員配置を行うとともに、事務の業務改善活動等を通じて恒常的に業務運営の効率化・合理化を進める。【63】

- ・ 教職協働機能の強化に向けて、事務機能・組織の在り方を引き続き検討するとともに、業務運営の効率化・合理化に向けた取組を推進する。【64】

2 効率的な法人運営を行うため、第2期に引き続き、業務のアウトソーシングや他の大学との事務の共同実施（東海地区事務連携等）等を推進する。【64】

- ・ 効率的な法人運営のため、引き続き業務のアウトソーシングの実施可能性について検討する。【65】

### III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

##### (① 外部研究資金)

1 三重大大学の特色ある研究を発展させるために、研究支援専門職を活用して戦略的に外部研究資金を獲得する仕組みを構築することや、新たなりサーチセンターの制度を構築すること等により、各省庁等の大型研究費（年間1,000万円以上）の件数を、第2期の平均に比べ、第3期の平均で6%増加させる。【65】

- ・ 外部研究資金の安定的な獲得に向けて、研究推進系・社会連携系スタッフによる組織的な外部資金の獲得に向けた活動を充実させるとともに改善策の検討を行う。【66】

2 外部研究資金の獲得金額を増加するために、科研費の研究計画調書作成におけるアドバイザー制度の見直しや社会連携機能を強化することにより、外部研究資金の採択効率を向上させ外部研究資金の獲得金額を、第2期の平均に比べ、第3期の平均で8%増加する。【66】

- ・ 外部研究資金の獲得金額の増加に向けて、外部研究資金獲得状況等の分析結果を踏まえ、改善策を検討するとともに、共同研究・受託研究についても、フォローアップアンケート調査を分析し、改善策の検討に活用する。【67】

##### (② 自己収入)

1 財政基盤の安定に資するため、企業、同窓生等への広報活動を一層強化することによる本学振興基金の増額や貸付単価の見直しによる学校財産貸付料収入の増額等により、第2期の平均自己収入額以上の自己収入額を確保するとともに、収入を伴う事業の拡大を行う。【67】

- ・ 自己収入のさらなる確保に向けて、増収策の検討・実施に取り組むとともに、振興基金については、パンフレット刷新等により積極的な広報活動を行う。【68】

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

### (① 経費の抑制)

1 一般管理費比率を抑制するため、施設・物品等の契約内容、形態の見直し及び施設設備の計画的な整備・運用等により、一般管理費の対業務費比率を第2期平均以下に抑制する。【68】

- ・ 管理的業務に係る経費を抑制するため、通信料に関する契約内容等の検証を行うとともに、省エネルギー対策による光熱費の節減等を行う。【69】

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

### (① 資産の運用管理)

1 業務上の資金を有効活用するため、安全性・健全性を配慮した国債、地方債の購入や定期預金等を行い資金運用を行う。【69】

- ・ 安全性・健全性に配慮した資金運用計画を策定し、収益性の高い定期預金・債券等での運用収益を確保する。【70】

2 附属フィールドサイエンスセンターについて、効率的・効果的な運用を行うために、講習や生涯教育等の実施を通して地域の自治体・企業等との連携を強化することにより、連携事業の件数を第2期の平均件数と比較し、20%増加させる。また、練習船について、教育設備及び教育・実習プログラムの充実を通して教育関係共同利用拠点機能を強化することにより、他大学等との共同利用を拡大する。【70】

- ・ 地域の自治体や企業等との連携事業の件数の増加に向けて、生涯教育講座の開催など地域との連携を強化する。また、練習船について教育関係共同利用拠点として大学間共同利用の更なる推進に向けて取り組む。さらに、これらの連携事業の参加者にアンケート等の意見聴取を行い、附属教育研究施設で実施する事業の実施効果を検証する。【71】

## IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

#### (① 大学評価の充実)

1 更なる大学改善を推進するため、これまで取り組んできたデータベースの整備や、法人評価・認証評価等の組織評価への効率的対応を踏まえ、全学及び各部局の自己点検・評価を引き続き実施し、その結果を学内委員会やウェブサイトでの公表を通じて教育研究活動にフィードバックする。【71】

- ・ 第3期中期目標期間評価（4年目終了時評価）の受審に向けた実績報告書の作成等を通じて自己点検・評価を行うとともに、評価結果について学内委員会やウェブサイトで公表する。また、令和3年度の大学機関別認証評価・教職大学院認証評価の受審に向けて自己評価書作成の作業等に着手する。【72】

## 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

### (① 情報公開や情報発信等の推進)

1 社会への説明責任を果たすため、第2期に引き続き、教育、研究、社会貢献等の諸活動の状況を大学ポर्टレート、報告書、ホームページ等の適切な媒体により迅速に情報を発信するとともに、英語版ホームページの更新や広報研修会の参加等を通して情報発信の方法について見直しを行う。

【72】

・ 広報戦略会議で策定された広報活動計画に基づき、大学の教育・研究・地域貢献等の活動状況をホームページ、大学公式 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）やポर्टレートを活用して国内外に情報発信する。【73】

2 すべての構成員が強み・特色を含めた本学のイメージを共有・発信するため、教職員や学生との連携強化による新たな広報システムを平成30年度までに構築し、学生視線での本学の特色ある研究や取組、学生生活等の紹介を行うとともに、構成員の意識を向上させるための仕組みを作り、実践する。【73】

・ 教職員及び学生が連携して大学の情報を共有し発信するため、学生による広報活動組織「みえみえ学生広報室」との連携を強化し学内外へ情報を発信する。【74】

## V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

#### (① キャンパス環境)

1 大学の特色である三翠を生かすために、学生・教職員・地域との連携による3R活動、緑化整備などのサステイナブルキャンパス（環境負荷低減に資する大学の取組等）活動を年10回以上行い環境意識の高い学生・社会人を育成することにより、地域社会への社会的責任（USR：University Social Responsibility）を果たす。【74】

・ 大学の社会的責任（USR）を果たすため、10回以上の3R活動等を実施するとともに、7本以上の「SciLets 育成事業」講義ビデオ教材を作成する。【75】

2 環境に配慮したキャンパスを目指すために、平成24年度より実施している学生・教職員による環境活動にインセンティブを付与するMIEUポイントと平成23年度より実施している施設の運用改善であるスマートキャンパス事業などの省エネ活動を継続し、第3期中期目標期間中においてエネルギー使用量を6%削減する。（平成27年度比、原単位）（戦略性が高く意欲的な計画）【75】

・ 環境に配慮したキャンパスを目指すために、第3期中期目標期間中にエネルギー使用量を6%削減（原単位）に取り組むとともに、その成果を展示会やシンポジウム等で公表することにより社会へ還元する。【76】

3 地域社会等にかかれたグローバルキャンパス整備を推進するために、国の財政措置の状況を踏まえ、キャンパスマスタープラン等に基づき人と自然との調和・共生に配慮した優しいキャンパス整備を毎年度実施する。【76】

- ・ キャンパスマスタープランに基づき、国の財政措置の状況を踏まえ、キャンパス環境整備を実施するとともに、第4期中期目標期間を見据えた次期キャンパスマスタープランの見直しの準備をする。【77】

## (2) 施設マネジメント

- 1 大学の教育・研究等の活動に必要な施設・設備等の整備・充実を図るとともに安心・安全なキャンパス整備を推進するために、学長のリーダーシップのもと施設整備委員会にて戦略的な施設マネジメントを推進する。特に、学長裁量スペースの効果的運用、スペースチャージの徴収を継続して行い、施設の利用状況調査、施設及び設備の老朽度、安全性の点検調査をそれぞれ毎年度実施する。【77】

- ・ 教育研究に必要なスペースマネジメントを推進するため、施設の利用状況を調査するとともに、施設・設備の老朽度や安全性の点検調査を実施する。また、多様な資金等による新たな整備手法の導入を図る。【78】

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

### (1) 安全・危機管理

- 1 地震・津波等の自然災害への対応能力を向上させるため、三重大学危機管理マニュアル及びBCPに基づく防災訓練（図上・実働）を年2～3回実施し、マニュアル及びBCPの実効性を検証するとともに、定期的な防災研修、及びオリエンテーション、eラーニングの活用、あらゆる機会をとらえた啓発活動並びに本学ウェブサイトへの掲載等により、全学生・教職員対象の地震・津波避難訓練の参加率について、毎年10%の上積みにより平成30年度までに40%、平成33年度までに70%をそれぞれ達成する。また、事前の復興対策を整備するため、復旧・復興マニュアルを策定し、緊急事態発生時の初動段階から応急段階、復旧・復興段階までの実施すべき対応要領等を完整させる。【78】

- ・ 南海トラフ巨大地震と津波による災害への対応能力を向上させるため、三重大学津波避難基本計画に基づく図上訓練と実働訓練の実施に取り組むとともに、オリエンテーションを通じた防災意識の啓発等に取り組む。【79】

- 2 事故等の危機発生を未然に防止するため、危機管理委員会を年1回以上開催し、危機管理規程及び危機管理基本マニュアルに基づき、対応マニュアル等の点検整備や危機回避策の検討を行うと同時に、役職員、学生への教育訓練を毎年実施する。【79】

- ・ 危機管理委員会を年1回以上開催し、各分野におけるリスク（コンプライアンスは除く。）の洗い出しと評価、および役職員・学生への必要な教育、訓練、指導等が継続的に実施されているかを点検し、必要に応じ指導する。【80】

### 3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

#### (① 法令遵守等)

1 公正な研究活動の発展と推進及び研究費の適正な使用の推進のために、公正研究推進室において、研究の質の保証、研究費の不正使用の防止、研究倫理教育等に関する具体的措置（学部初年次からの研究倫理教育の実施、大学院での「研究倫理」の授業の開設等）の企画・管理を行い、不正防止を徹底するための講義形式やeラーニング等による研修等を毎年度実施する。【80】

- ・ 研究倫理教育等に関する具体的な措置として、大学院生・学部生を対象とする研究倫理教育、教職員を対象とした研修会やeラーニングを継続する。また、公的研究費の不正使用防止を徹底するため、不正防止計画の見直しを行うとともに、教職員に対するeラーニングの研修等を実施する。【81】

2 学生・教職員の個人情報の流出等を防ぐため、個人情報保護に関する規程、情報セキュリティポリシー等の学内周知を徹底し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修等を毎年度実施する。【81】

- ・ 保有個人情報保護や情報セキュリティに関する意識の高揚を図るため、全学向けの情報セキュリティ講習会等を継続して実施する。【82】

3 職員一人ひとりが法令遵守（コンプライアンス）の持つ意義を常に意識し、高い倫理観と良識のもと公正、公平かつ誠実に職務を遂行するため、コンプライアンス推進体制の機能を強化し、コンプライアンスに関する研修・啓発活動を行うとともに内部通報・外部通報体制等を充実させる。【82】

- ・ 令和元年度に引き続き、コンプライアンスに関連する委員会に対しリスク状況調査等を実施する。また、ハラスメント防止義務の法制化の動向を踏まえ全学的に情報共有し、学内の関係部門等との連携のもと、コンプライアンスの推進体制や関連する諸規程等の見直し・検討を行う。【83】

### VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

### VII 短期借入金の限度額

#### ○ 短期借入金の限度額

##### 1 短期借入金の限度額

2, 906, 817千円

##### 2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

## VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

### 1 重要な財産を譲渡する計画

- ・ 渋見宿舍の土地の全部（三重県津市渋見町 763-35 外、1,944.39 m<sup>2</sup>）を譲渡する。
- ・ 美杉宿舍の土地及び建物の全部（三重県津市美杉町川上 783-3、土地：198.34 m<sup>2</sup>、建物：42.97 m<sup>2</sup>）を譲渡する。

### 2 重要な財産を担保に供する計画

- ・ 医学部附属病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

## IX 剰余金の使途

- ・ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## X その他

### 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
（上浜）ライフライン再生 （通信設備）	総額 1, 2 1 3	施設整備費補助金 ( 1, 1 7 9 )
（上浜）総合研究棟改修 （人文学系）		(独)大学改革支援・学位授与 機構施設費交付金 ( 3 4 )
（上浜）ライフライン再生 （電気設備）		
小規模改修		

(注1) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。また、事業の進展等により所要額が変動する場合がある。

(注2) 小規模改修について令和2年度は令和元年度同額として試算している。

### 2 人事に関する計画

- ・ 若手教員や外国人教員の雇用状況等の把握を行い、昨年度の効果を踏まえて現行の採用計画や外国人教員増加策の見直しを行い、実施する。
- ・ 退職金に係る運営費交付金の積算対象となる若手教員の雇用状況等の把握を行い、増加に向けた取組を促進する。
- ・ 教員の流動性と意欲の向上に向けて、新たな年俸制を導入するとともに、それに伴う大学教員個人評価を整備・実施する。
- ・ 引き続き、学校現場で指導経験のある大学教員20%確保の状態を維持する。
- ・ 幹部職員に対する能力開発研修や一般職員に対するeラーニングシステムによる研修等を実施するとともに、その効果や受講率を検証し、研修体系の改善策を策定する。
- ・ 女性教員の積極的な登用に向けた啓発や事務系の女性幹部候補者に対する能力開発研修等を実施し、継続的な配置状況の確認を行う。

- ・ 本学及び三重地域の男女共同参画をさらに強化するため、三重県等と連携して各種事業及び啓発活動を推進する。

(参考1) 令和2年度の常勤職員数 1, 275人  
また、任期付き職員数の見込みを321人とする。

(参考2) 令和2年度の人件費総額見込み 20, 358百万円 (退職手当は除く。)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和2年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	11,186
施設整備費補助金	1,065
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	814
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	34
自己収入	31,231
授業料、入学金及び検定料収入	4,294
附属病院収入	26,241
財産処分収入	76
雑収入	620
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,434
引当金取崩	0
長期借入金収入	750
貸付回収金	0
目的積立金取崩	298
出資金	0
計	47,812
支出	
業務費	40,566
教育研究経費	14,833
診療経費	25,733
施設整備費	1,849
船舶建造費	0
補助金等	814
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,434
貸付金	0
長期借入金償還金	2,149
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
出資金	0
計	47,812

(注) ※「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額2,634百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額4,118百万円

[人件費の見積り]

期間中総額 20,358百万円を支出する。(退職手当は除く。)

2. 収支計画

令和2年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
経常費用	44,997
業務費	41,071
教育研究経費	3,490
診療経費	15,011
受託研究費等	1,723
役員人件費	104
教員人件費	10,719
職員人件費	10,024
一般管理費	796
財務費用	194
雑損	0
減価償却費	2,936
臨時損失	0
収入の部	
経常収益	45,398
運営費交付金収益	11,122
授業料収益	3,303
入学金収益	534
検定料収益	127
附属病院収益	26,241
受託研究等収益	1,723
補助金等収益	406
寄附金収益	657
施設費収益	55
財務収益	0
雑益	697
資産見返運営費交付金等戻入	255
資産見返補助金等戻入	168
資産見返寄附金戻入	110
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	401
目的積立金取崩益	15
総利益	416

※損益不均衡理由

(附属病院関係)

附属病院に関する借入元金償還額と減価償却費の差額 546 百万円

自己収入を財源とした固定資産の取得額と減価償却額の差額 ▲130 百万円

計 416 百万円

### 3. 資金計画

#### 令和2年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	52,233
業務活動による支出	42,482
投資活動による支出	3,182
財務活動による支出	2,149
翌年度への繰越金	4,420
資金収入	52,233
業務活動による収入	45,590
運営費交付金による収入	11,186
授業料、入学金及び検定料による収入	4,294
附属病院収入	26,241
受託研究等収入	1,723
補助金等収入	814
寄附金収入	712
その他の収入	620
投資活動による収入	1,175
施設費による収入	1,099
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	4,718

別表 学生収容定員(学部の学科、研究科の専攻等)

人文学部	文化学科	388人	
	法律経済学科	652人	
教育学部	学校教育教員養成課程	800人	(うち教員養成に係る分野 800人)
医学部	医学科	750人	(うち医師養成に係る分野 750人)
	看護学科	340人	(うち看護師養成に係る分野 340人)
工学部	総合工学科	800人	
	機械工学科(H31 募集停止)	180人	
	電気電子工学科(H31 募集停止)	180人	
	分子素材工学科(H31 募集停止)	200人	
	建築学科(H31 募集停止)	100人	
	情報工学科(H31 募集停止)	120人	
	物理工学科(H31 募集停止)	80人	
生物資源学部	資源循環学科	286人	
	共生環境学科	286人	
	生物圏生命化学科	324人	
	海洋生物資源学科	164人	
人文社会科学研究科	地域文化論専攻	16人	(うち修士課程 16人)
	社会科学専攻	14人	(うち修士課程 14人)
教育学研究科	教育科学専攻	54人	(うち修士課程 54人)
	教職実践高度化専攻	28人	(うち専門職学位課程 28人)
医学系研究科	医科学専攻	24人	(うち修士課程 24人)
	看護学専攻	31人	(うち博士前期課程 22人) (うち博士後期課程 9人)
	生命医科学専攻	180人	(うち博士課程 180人)
工学研究科	機械工学専攻	100人	(うち博士前期課程 100人)
	電気電子工学専攻	90人	(うち博士前期課程 90人)
	分子素材工学専攻	110人	(うち博士前期課程 110人)
	建築学専攻	40人	(うち博士前期課程 40人)
	情報工学専攻	56人	(うち博士前期課程 56人)
	物理工学専攻	36人	(うち博士前期課程 36人)
	材料科学専攻	18人	(うち博士後期課程 18人)
	システム工学専攻	30人	(うち博士後期課程 30人)
生物資源学研究科	資源循環学専攻	58人	(うち博士前期課程 46人) (うち博士後期課程 12人)
	共生環境学専攻	64人	(うち博士前期課程 52人) (うち博士後期課程 12人)
	生物圏生命科学専攻	90人	(うち博士前期課程 78人) (うち博士後期課程 12人)
地域イノベーション学研究科	地域イノベーション学専攻	47人	(うち博士前期課程 30人) (うち博士後期課程 17人)
附属幼稚園	140人	学級数	5
附属小学校	630人	学級数	18
附属中学校	480人	学級数	12
附属特別支援学校	60人	学級数	9